

基安安発 0806 第 2 号

平成 25 年 8 月 6 日

都道府県労働局労働基準部

安 全 主 務 課 長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

(契 印 省 略)

移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材について

標記について、兵庫労働局労働基準部安全課長からの別紙甲の照会に対し、
別紙乙のとおり回答したので了知されたい。

基安安発 0806 第 1 号
平成 25 年 8 月 6 日

兵庫労働局労働基準部
安 全 課 長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
(契 印 省 略)

移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材について

平成 25 年 7 月 19 日付け事務連絡をもって貴職より照会のあった標記の件については、貴見のとおりとして差し支えない。

事 務 連 絡

平成 25 年 7 月 19 日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安全課長 殿

兵庫労働局労働基準部

安 全 課 長

(公 印 省 略)

移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材について

標記について、当局管内の事業場から、移動式クレーンの構造部分に使用する次の鋼材が移動式クレーン構造規格（以下「構造規格」という。）第 1 条第 1 項に規定する日本工業規格に適合した鋼材と同等以上の化学成分及び機械的性質を有する鋼材であるか等について照会がありました。ついては、下記により取り扱ってよろしいかお伺いします。

使用する鋼材の種類

継目無炭素鋼鋼管 江蘇界達特異新材料股份有限公司製 TK490CH

使用する鋼材の化学成分及び機械的性質

別添のとおり

記

- 1 本件鋼材は、日本工業規格 G 3 4 4 4 に定める S T K 4 9 0 と同等以上の化学成分及び機械的性質を有するものであること。
- 2 本件鋼材の許容応力等の値に関する構造規格の取扱いを次のとおりとすること。
 - (1) 許容応力について
申請材の降伏点又は耐力、引張強さの最小値から構造規格第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により算出した値とする。
 - (2) 座屈係数について
構造規格第 3 条第 2 項の厚生労働省労働基準局長が認めた計算の方法により算出した値とする。
 - (3) 溶接部の許容応力について
「鋼材の種類」を A として、構造規格第 4 条第 1 項により計算する。

TK490CH鋼管仕様

1. 鋼材の種類、名称

種 類	継目無炭素鋼鋼管
名 称	TK490CH

注)仕様書記載以外の事項については、Q345B:GB/T8163を満たすこと。

2. 機械的性質

引張強さ (N/mm ²)	降伏点又は 耐力 (N/mm ²)	伸び (%)
≥490	≥345	≥20

3. 化学成分(%)

C	Si	Mn	P	S	Cr	Ni	Cu
≤0.020	≤0.50	1.00~1.70	≤0.030	≤0.030	≤0.050	≤0.020	≤0.030

4. 製造方法

管は冷間引き抜きで継目無く製造する。
管は焼きならしを施す。